

(未定稿：平成28年12月)

果樹農業好循環形成総合対策 Q & A

Ⅲ 果樹未収益期間支援事業

は じ め に

このQ&Aは、農林水産省が所管する果樹農業好循環形成総合対策に係るものです。

<留意事項>

以下のものに収録されているQ&Aについては、今回の改正に伴い廃止します。

- ・ 果樹経営支援対策のQ&A（平成27年11月）（未定稿）
- ・ 果実等生産出荷安定対策の手引き（平成25年7月 公益財団法人中央果実協会）

<関係規定集>

果樹農業好循環形成総合対策関係規定集（平成28年4月 公益財団法人中央果実協会）
（果樹農業好循環形成総合対策に関する通知等を収録）

目 次

○ 趣旨	1
○ 対象となる取組等	1

Ⅲ 果樹未収益期間支援対策事業

○ 趣旨

(問Ⅲ-1)

果樹未収益期間支援事業の趣旨を説明して下さい。

(答)

消費者ニーズの多様化に応え新たな品目・品種を導入する場合、産地としてまとまった規模の改植を行い、短期間で生産量を確保する必要がありますが、改植後経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間（未収益期間）の存在や、ここ数年の資材費高騰等による農業所得の低下等により、まとまった規模の改植が進みづらい状況となっています。

このような中、果樹未収益期間支援事業は、未収益期間に要する経費の一部を支援することにより、産地の販売戦略に即した改植を促進し、競争力の高い果樹産地の育成強化を図るものです。

○ 対象となる取組等

(問Ⅲ-2)

本事業の対象となる取組及び支援対象者を具体的に教えてください。

(答)

1 果樹経営支援対策整備事業で実施した改植、特認植栽及び新植の取組が対象になります。ただし、次の取組を除きます。

- ① 補植改植
- ② パインアップル等未収益期間が明らかに短いと中央果実協会が認める果樹への改植等
- ③ キウイフルーツのオス樹の品種の改植
- ④ 未収益期間を短縮することをもって生産性が向上されると認められる技術の導入を伴う改植等

2 支援対象者は、次の者です。

- ① 1の取組を実施した担い手
- ② 1の取組を実施した園地の、所有権若しくは賃借権等を1年以内に取得し営農活動を開始すること及び営農開始時に担い手であることが確実と認められる者
- ③ 農地中間管理機構が1の取組を実施し、取組後1年を超えて農地中間管理機構による保全管理が行われた園地の、所有権、賃借権等を取得し営農活動を開始すること及び営農開始時に担い手であることが確実と認められる者

3 上記1、2以外の取組と支援対象者は次のとおりです。

東日本大震災生産対策交付金実施要綱(平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知)別表のメニュー欄の1の(4)の放射性物質の吸収抑制対策、又は福島県営農再開支援事業実施要綱(平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知)に基づいて、果樹の改植の取組(ただし、対象となる品目は上記1と同様のものに限る。)により放射性物質の果実への移行低減に取り組んだ園地の所有権(賃借権含む)を有し、産地計画に参画している生産者。

(問Ⅲ-3)

高接は対象となりますか。

(答)

対象となりません。

(問Ⅲ-4)

大苗により改植等した場合も対象となりますか。

(答)

承認された果樹経営支援対策事業の事業実施計画に記載された改植等であれば対象となります。ただし、改植、特認植栽、新植する際に未収益期間を短縮することをもって生産性向上が期待されると認められる技術を伴う改植等については、対象となりません。

(問Ⅲ-5)

果樹経営支援対策事業以外の事業（強い農業づくり交付金、都道府県単独事業など）によって実施した改植等は対象となりますか。

(答)

対象となりません。ただし、問Ⅲ-2の（答）の3の場合には対象になります。

(問Ⅲ-6)

補助金の税金上の取扱いを教えてください。また、税制優遇措置はないのですか。

(答)

当該補助金については課税所得扱いとなります。また、税制優遇措置はありません。

果樹収益期間支援事業補助金は改植以降の4年間（通常の場合）の育成経費に対する補助金として一括交付されることから、交付年に一括して税の確定申告するものと思われませんが、確定申告等の取扱いについては、所管する税務署へお問い合わせ下さい。